

を求めることができる。

(3) 前項但書の において採られた措置は、 のものであつて、 次の の後 に、 の同意がない場合には、その効力を失ふ。

第55条【 判】

は、各々その の に関する を する。但し、 の を失はせるには、 の 以上の多数による を必要とする。

第56条【 , 】

- (1) は、各々その の 以上の がなければ、議事を開き議決することができない。
- (2) の議事は、この に特別の定のある場合を除いては、 の でこれを決し、可否同数のときは、の決するところによる。

第57条【 , 会議録, 表決の記載】

- (1) の は、 とする。但し、 の 以上の多数で議決したときは、 を開くことができる。
- (2) は、各々その会議の を保存し、 の記録の中で特に を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。
- (3) の 以上の要求があれば、 の表決は、これを に しなければならない。

第58条【 , ・ 】

- (1) は、各々その その他の役人を選任する。
- (2) は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、 の をみだした を することができる。但し、 を にするには、 の 以上の多数による議決を必要とする。

第59条【 , 】

- (1) は、この に特別の定のある場合を除いては、 で したとき となる。
- (2) で し、 でこれと異なつた をした は、 で の 以上の多数で再び し たときは、 となる。
- (3) 前項の規定は、 の定めるところにより、 が、 の を開くことを求めることを妨げない。
- (4) が、 の可決した を受け取つた後、 の期間を除いて 以内に、 しないときは、 は、 がその を否決したものとみなすことができる。

第60条【 , 】

- (1) は、さきに に提出しなければならない。
- (2) について、 で と異なつた をした場合に、 の定めるところにより、 の を開いても意見が一致しないとき、又は が、 の した を受け取つた後、 の期間を除いて 以内に、 議決しないときは、 の議決を の議決とする。

第61条【 に関する 】

の に必要な の については、前条第2項の規定を準用する。

第62条【 】

は、各々 に関する調査を行ひ、これに関して、 の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第63条【 の権利と義務】

その他の は、 の に を有すると有しないとにかかはらず、何時でも について するため に出席することができる。又、答弁又は説明のため を求められたときは、 しなければならない。

第64条【 】

- (1) は、 の を受けた を するため、 の で組織する を設ける
- (2) に関する事項は、 でこれを定める。

第65条【 】

は、内閣に属する。

第66条【 , 】

- (1) は、 の定めるところにより、その たる 及びその他の でこれを組織する。
- (2) 及びその他の は、 でなければならない。
- (3) は、 の行使について、 に対し して を負ふ。

第67条【 **， 】**

- (1) は、 の中から の で、これを する。この は、他のすべての案件に先立つて、これを行ふ。
- (2) と とが異なつた の をした場合に、 の定めるところにより、 の を開いても意見が一致しないとき、又は が の をした後、 の期間を除いて に、 が、 の をしないときは、 の を の とする。

第68条【 】

- (1) は、 を する。但し、その は、 の中から選ばなければならない。
- (2) は、任意に を することができる。

第69条【 】

は、 で の を可決し、又は の を否決したときは、 以内に が されない限り、 をしなければならない。

第70条【 の欠缺・ と 】

が欠けたとき、又は
の後に初めて の があつたときは、 は、 をしなければなら
ない。

第71条【 の 】

前2条の場合には、 は、あらたに が されるまで引き続きその を行ふ。

第72条【の】

は、 を代表して を に提出し、一般 及び について に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第73条【 の 】

は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 1 を誠実に執行し、 を すること。
- 2 を処理すること。
- 3 を すること。
- 4 の定める基準に従ひ、 に関する事務を すること。
- 5 を作成して に すること。
- 6 この 及び の規定を実施するために、 を制定すること。但し、 には、特にその がある場合を除いては、
罰則を設けることができない。
- 7 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第74条【 の書名】

及び には、すべて主任の が署名し、 が することを必要とする。

第75条【 】

は、その在任中、 の がなければ、 されない。但し、これがため、 の権利は、害されない。

第76条【・**，の**】****

- (1) すべて は、 及び の定めるところにより設置する に属する。
- (2) は、これを設置することができない。 は、 として を行ふことができない。
- (3) すべて は、その に従ひ してその を行ひ、この 及びに にのみ される。

第77条【の】

- (1) は、 に関する手続、 弁護士、 の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、 規則を定める権限を有する。
- (2) は、 の定める規則に従はなければならない。